第93回 定時株主総会 招集ご通知

B	時		月28日(木曜日)午前10時 午前9時30分からとさせていた
場	所		区丸の内一丁目6番2号 アンタービル14階 当社会議室
決議事	項	第1号議案第2号議案	剰余金の処分の件 取締役11名選任の件

第93回定	2時株主総会招集ご通知	 1
株主総会	参考書類	 5
(添付書	類)	
・事業報	告	 15
・連結計	算書類	 40
・計算書	類	 44
・監査報	告 告	 47

 \Box

汐

日本ゼオン株式会社

株主各位

証券コード 4205 平成30年6月6日

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

日本ゼオン株式会社
取締役会長 古河 直純

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、次のいずれかの方法により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

[議決権行使書用紙による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使]

後記「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 8	時	平成30年6月28日(木曜日)午前10時 (受付開始は午前9時30分からとさせていただきます。)		
2 場	所	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 (新丸の内センタービル14階) 当社会議室		
3 会議の目的事項		報告事項 1. 第93期 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件		
		2. 第93期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件		
		決議事項第1号議案剰余金の処分の件第2号議案取締役11名選任の件		
4 議決権行使に ついてのご案内		(1)議決権行使書用紙またはインターネットによる議決権行使に際しましては、平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう、ご返送またはご登録をお願いいたします。(2)議決権行使書用紙およびインターネット双方によりまして、重複して議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権を行使された場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最終の行使を有効なものとしてお取扱いいたします。		

以上

- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.zeon.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.zeon.co.jp)に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(http://www.zeon.co.jp)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。(ご捺印は不要です。)

□時 平成30年6月28日 (木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 (新丸の内センタービル14階) 当社会議室

(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成30年6月27日 (水曜日) 午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb.co.jp/) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年6月27日 (水曜日) 午後5時30分まで

1. インターネットによる議決権行使について

(1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- (2) 行使期限は平成30年6月27日(水曜日)午後5時30分までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード (株主様が変更されたものを含みます。) は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いた だけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作 方法等に関する専用お問い合わせ先 みずほ信託銀行 証券代行部

電話 😿 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

(2)上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

電話 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定的、継続的に行うことを基本方針としております。 このような方針のもとに、平成30年3月期の期末配当につきましては、以下のとおり1株あたり9円とさせていただきたいと存じます。この結果、年間配当金は中間配当を含めますと1株あたり17円となり、前期実績から1円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに 関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金 9円00銭 総額 1,998,188,883円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月29日

第2号議案 取締役11名選任の件

現任取締役12名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏	: 名	現在の地位及び担当等	属性
1	古河	直純	取締役会長 株式会社トウペ会長	再任
2	*	公章	取締役社長	再任
3	ず 加	宏之	取締役兼常務執行役員 基盤事業本部長、物流統括部門長	再任
4	西 嶋	essa 徹	取締役兼常務執行役員 生産本部長、総合生産センター長、生産部長	再任
5	今 井	廣 史	取締役兼常務執行役員 管理本部長、原料統括部門長、中国事業管理室長	再任
6	はやし 木木	佐如夫	取締役兼常務執行役員 研究開発本部長、総合開発センター長	再任
7	****	岳 夫	取締役兼執行役員 CSR推進本部長、経営管理統括部門長 ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役社長	再任
8	^{ふじ} さゎ 藤 澤	かるし 浩	取締役兼執行役員 高機能事業本部長、化学品事業部長 株式会社TFC代表取締役	再任
9	伊藤	晴夫	社外取締役 富士電機株式会社相談役	再任社外独立
10	北畑	^{たか} 生	社外取締役 学校法人三田学園理事長	再任 社外 独立
11	南 雲	忠信	社外取締役 横浜ゴム株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本ゴム工業会会長	再任社外

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

1

古河植科

(昭和19年12月22日生)

所有する当社株式の数······· 124,400株 取締役会出席状況······ 14/14回

当社取締役会長 (現任)

当社取締役社長

再任

[略歴、当社における地位および担当]

昭和42年 4 月 当社入社

平成 9 年 6 月 当社取締役

 平成11年6月
 当社常務取締役

 平成13年6月
 当社専務取締役

[重要な兼職の状況]

株式会社トウペ会長

取締役候補者とした理由

平成15年に当社取締役社長に就任し、平成25年からは当社取締役会長を務めております。社長在任中から現在に至るまでの長きにわたり当社グループの牽引役として経営の指揮を執り、社業の発展に大きく貢献してまいりました。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

平成15年6月

平成24年6月

平成25年6月

平成25年 6 月

候補者番号

2



(昭和28年2月19日生)

所有する当社株式の数······ 56,600株 取締役会出席状況····· 14/14回

当社取締役社長 (現任)

当社取締役 兼専務執行役員

再任

[略歴、当社における地位および担当]

昭和54年4月 当社入社

平成17年6月 当社取締役

平成19年6月 当社取締役 兼執行役員

平成23年6月 当社取締役 兼常務執行役員

[重要な兼職の状況]

_

取締役候補者とした理由

平成25年に当社取締役社長に就任し、中期経営計画『SZ-20(エスゼット20)』推進の陣頭に立って経営を指揮するなど、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。その経営全般にわたる豊富な経験と知識に基づくリーダーシップの発揮を期待し、引き続き取締役候補者といたしました。

3

平川宏之

宏之(昭和33年8月23日生)

所有する当社株式の数······· 29,800株 取締役会出席状況····· 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

昭和56年 4 月 当社入社

平成20年6月 当社執行役員

平成21年6月 当社取締役 兼執行役員

平成27年6月 当社取締役 兼常務執行役員(現任)

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

平成21年に当社取締役に就任し、現在は基盤事業本部長および物流統括部門長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

西嶋

袖

(昭和32年2月8日生)

所有する当社株式の数······ 18,200株 取締役会出席状況····· 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

昭和56年4月 当社入社

平成21年6月 当社執行役員

平成26年6月 当社常務執行役員

平成27年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任)

[重要な兼職の状況]

_

取締役候補者とした理由

平成27年に当社取締役に就任し、現在は生産本部長、総合生産センター長および生産部長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

(昭和30年6月16日生)

所有する当社株式の数……… 22.300株 取締役会出席状況……… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

当社入社 昭和53年4月

平成19年6月 当社執行役員

平成27年6月 当社常務執行役員

平成28年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任)

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

平成28年に当社取締役に就任し、現在は管理本部長、原料統括部門長および中国事業管理室長を務めております。その豊富 な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号



佐知夫(昭和31年3月3日生)

所有する当社株式の数………… 34.700株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

当社入社 昭和55年4月

平成26年6月 当社川崎丁場長 平成27年6月 当社執行役員

平成29年6月 当社取締役 兼常務執行役員 (現任)

[重要な兼職の状況]

取締役候補者とした理由

平成29年に当社取締役に就任し、現在は研究開発本部長および総合開発センター長を務めております。その豊富な業務経験 と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

岳 夫 (昭和33年12月2日生)

所有する当社株式の数…………… 19.100株 取締役会出席状況…… 14/14回

再 任

[略歴、当社における地位および担当]

当社入社 平成 2 年 3 月

当社経営管理統括部門経営管理部長 平成24年 7 月

兼経理改革室長

平成25年 6 月 当社執行役員

平成27年6月 当社取締役 兼執行役員 (現任)

「重要な兼職の状況」

ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

平成27年に当社取締役に就任し、現在はCSR推進本部長、経営管理統括部門長およびゼオンエフアンドビー株式会社代表 取締役社長を務めております。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取 締役候補者といたしました。

候補者番号





ひろし

(昭和34年3月15日生)

5.700株 所有する当社株式の数…………… 取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

当計入計 昭和59年4月

当社高岡工場長 平成22年12月 当社執行役員 平成23年 6 月

当社取締役 兼執行役員 (現任) 平成29年6月

[重要な兼職の状況]

株式会社TFC代表取締役

取締役候補者とした理由

平成29年に当社取締役に就任し、現在は高機能事業本部長、化学品事業部長および株式会社TFC代表取締役を務めており ます。その豊富な業務経験と知識は当社経営の一翼を担うにふさわしいものと判断し、引き続き取締役候補者といたしまし た。



伊藤 请夫 (昭和18年11月9日生)

[略歴、当社における地位および担当]

+)

所有する当社株式の数······· 8,400株 取締役会出席状況······ 13/14回

再任

昭和43年4月 社外 平成10年6月 平成15年10月 富士電機製造株式会社入社 富士電機株式会社取締役 富士電機システムズ株式会社 代表取締役社長 平成22年 4 月 平成22年 6 月 平成23年 6 月

同社取締役相談役 同社相談役(現任) 当社社外取締役(現任)

独立

平成18年6月 富士電機ホールディングス株式会 社代表取締役 取締役社長

[重要な兼職の状況]

富士電機株式会社(旧社名 富士電機ホールディングス株式会社)相談役 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

富士電機株式会社の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年間となります。

10

北畑

隆生

(昭和25年1月10日生)

所有する当社株式の数······· 0株 取締役会出席状況······ 13/14回

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位および担当]

昭和47年 4 月 平成16年 6 月

通商産業省入省 経済産業省経済産業政策局長

平成18年 7 月 平成20年 7 月

平成20年 / 月平成22年 6 月

経済産業省経済産業政策局長 経済産業事務次官 経済産業省退官

株式会社神戸製鋼所社外取締役(現任) 丸紅株式会社社外監査役

平成25年 6 月

学校法人三田学園理事長(現任)

平成26年 4 月 平成26年 6 月 丸紅株式会社社外取締役(現任) 学校法人三田学園学校長 当社社外取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

学校法人三田学園理事長 株式会社神戸製鋼所社外取締役 丸紅株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

経済産業行政に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経験と産業全般に係る見識を有しておられることから、直接会社経営に関与した経験の有無にかかわらず、その見識等に基づく指導・提言により当社の経営に貢献いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間となります。

11

南雲忠信

(昭和22年2月12日生)

所有する当社株式の数······· 8,100株 取締役会出席状況····· 14/14回

再任

社外

[略歴、当社における地位および担当]

昭和44年4月 横浜ゴム株式会社入社

平成11年6月 同社取締役

平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社専務取締役

平成16年6月 同社代表取締役社長

平成23年6月 同社代表取締役会長兼CEO

当社社外監査役

平成27年6月 当社社外取締役(現任)

平成28年3月 横浜ゴム株式会社代表取締役会長

(現任)

[重要な兼職の状況]

横浜ゴム株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本ゴム工業会会長 神奈川中央交通株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

横浜ゴム株式会社の経営に長年携わられ、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験・見識を有しておられることから、その経験等に裏打ちされた当社の経営に係る実践的な指導と提言を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年間となりますが、平成23年6月から社外監査役として4年間在任しておりました。

- (注) 1. 伊藤晴夫氏、北畑降生氏および南雲忠信氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 2. 当社は、伊藤晴夫氏および北畑降生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 3. 当社は、伊藤晴夫氏、北畑隆生氏および南雲忠信氏との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しておりますが、各氏の選任が承認された場合、引き続き同様の内容の契約を継続する予定です。
 - 4. 北畑隆生氏が社外取締役を兼任している株式会社神戸製鋼所は、平成29年10月に同社および同社グループ会社において、公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことによりこれらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など、同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことを公表しました。北畑氏は問題の判明まで当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から企業としてあるべき姿について、あるいはコンプライアンス遵守の視点に立った提言を取締役会やその他の場で行い、注意喚起をしておりました。当該事実の判明後は、取締役会において原因究明と安全性検証に向けたさまざまな意見表明を行ったほか、品質ガバナンス再構築委員会の委員として、行政官および複数の会社の社外役員としての自身の経験、知識をもとに、ガバナンスの在り方や風土・文化の改革について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止策の策定に寄与しました。
 - 5. 藤澤浩氏は、株式会社TFCの代表取締役であり、当社は同社と光学フィルムの購入等の取引を行っております。
 - 6. 南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社に対して合成ゴム等の製品の販売を行っております。
 - 7. その他の候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に定める特別の利害関係はありません。

以上

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期の経営環境を振り返りますと、国内経済は緩やかな回復基調が持続しているものの、米国政権の政策動向や中東・東アジアを中心とする国際的緊張の高まりなど世界経済をめぐる懸念はなお拭えず、当社グループを取り巻く環境としては先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループはこのような環境のもとで、引き続き「ZΣ運動」による徹底したコスト削減に努めるとともに、エラストマー素材事業におきましては採算性の重視と生産・販売のグローバル展開、高機能材料事業におきましては付加価値の高い新製品の開発と事業拡大に取り組んでまいりました。

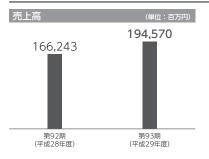
この結果、当期の連結売上高は3.326億82百万円となり、前期に比べて450億58百万円の増収となりました。

また、連結営業利益は388億81百万円と前期に比べて81億14百万円の増益、連結経常利益は408億93百万円と前期に比べて90億88百万円の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は130億56百万円と前期に比べて100億96百万円の減益となりました。

	第92期 (平成28年度)	第93期 (平成29年度)	前期比
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
売上高	287,624	332,682	45,058増
営業利益	30,767	38,881	8,114増
経常利益	31,805	40,893	9,088増
親会社株主に帰属する当期純利益	23,152	13,056	10,096減

部門別の概況は以下のとおりです。

エラストマー素材事業部門



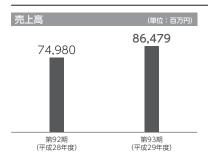
合成ゴム関連では、国内販売、海外販売いずれも堅調に推移し、全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

合成ラテックス関連では、手袋向けや樹脂改質用途の販売が堅調に推移したことなどから、 全体の売上高は前期を上回りましたが、市況価格悪化の影響を受けたため、営業利益は前期を 下回りました。

化成品関連では、国内販売・輸出・タイ子会社とも堅調に推移し、全体の売上高は前期を上回りましたが、原料価格の上昇の影響を受けたため、営業利益は前期を下回りました。

以上の結果、エラストマー素材事業部門全体の売上高は前期に比べて283億27百万円増加し1,945億70百万円、営業利益は前期に比べて16億16百万円増加し221億69百万円となりました。

高機能材料事業部門



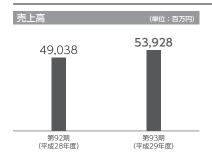
高機能樹脂関連では、光学・医療用途の販売が堅調に推移しました。高機能部材関連では、 テレビ向け光学フィルムの販売が堅調に推移したことに加え、モバイル向け光学フィルムも好 調でした。この結果、高機能樹脂および部材全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りまし た。

情報材料関連では、トナー、電池材料および電子材料の売上高が前期を上回りました。この 結果、全体の売上高、営業利益ともに前期を上回りました。

化学品関連では、合成香料の販売が堅調に推移しました。この結果、全体の売上高は前期を トロりましたが、営業利益は前期を下回りました。

以上の結果、高機能材料事業部門全体の売上高は前期に比べて114億99百万円増加し864億79百万円、営業利益は前期に比べて69億10百万円増加し167億42百万円となりました。

その他の事業部門



その他の事業においては、子会社の商事部門等の売上高が前期を上回りました。 以上の結果、その他の事業部門全体の売上高は前期に比べて48億90百万円増加し539億28 百万円、営業利益は前期に比べて3億41百万円増加し32億6百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、145億68百万円でした。その主要なものは高機能部材製造設備(富山県氷見市)の生産能力 増強などでございます。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達は、自己資金、金融機関からの借入金およびコマーシャル・ペーパーの発行で充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当期は、平成29年度から平成32年度までの中期経営計画『SZ-20 PhaseⅢ (エスゼット20 フェーズ・スリー)』 推進の初年度として、「『2020年のありたい姿』 - 化学の力で未来を今日にするZEON-」の実現のため、以下3点を全社戦略として諸課題に取り組んでまいりました。

- ・オールゼオンの強みを組み合わせる『深化』と、壁を越えて外部と連携する『探索』によって、世界中にソリューションを提供し、社会に貢献する
- ・『重点開発領域』である地球環境・スマート化・健康と生活領域での新事業創出、新製品開発を加速する
- ・多様な考え方を活かし、まずやってみて、前向きに行動することを尊重する組織風土を育成する

全社戦略の1点目と2点目を受けた事業セグメント別の戦略として、エラストマー素材事業では、成長市場へのグローバルな対応とコスト競争力強化によって、強みを発揮できる事業をさらに深化させてまいります。また、蓄積してきた市場からの信頼とお客様との関係を活かして、新たな可能性を探索し、成長に繋げてまいります。

高機能材料事業では、重点的なリソース投入と外部との連携強化によって、市場成長と技術発展のスピードに対応して事業を拡大してまいります。

3点目の組織風土の育成に関しましては、当社グループ全員が共有する「重要な価値観(スピード・対話・社会貢献)」を実践し強化する取り組みや、「大切にするゼオンらしさ(仲間との相互信頼)」を育み強化する取り組みの一つとして「たいまつ活動」を継続し、加えて経営者と従業員の対話や、提案を支援し促進する新しい仕組みづくり、ダイバーシティを推進してまいります。

「たいまつ活動」とは、当社独自の風土育成活動であり、一人ひとりが「わたしは何を大切にしたいのか」「わたしは何をしたいのか」「わたしはどうなりたいのか」を言葉にして、気づき、考え、行動し、『2020年のありたい姿』を実現していく活動です。このように、一人ひとりが変わっていく状態を、たいまつに火を灯し、たくさんの火に拡げていくことに喩え、熱い想いを込めて「たいまつ活動」と名付けています。

当社グループでは、『2020年のありたい姿』の実現を目指しており、『SZ-20 PhaseⅢ』は平成23年度からスタートしたSZ-20 (エスゼット20) 計画10年間の総仕上げの4年間の取り組みとし、2020年およびそれ以降の大きな成長実現を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移











		第90期 (平成26年度)	第91期 (平成27年度)	第92期 (平成28年度)	第93期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売上高	(百万円)	307,524	295,647	287,624	332,682
経常利益	(百万円)	31,098	32,153	31,805	40,893
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	19,080	18,079	23,152	13,056
総資産	(百万円)	399,512	384,753	411,415	443,917
1株当たり当期純利益	(円)	84.13	79.86	104.31	58.81

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
東京材料株式会社	228	100.0	各種化学商品等の仕入販売
ゼオン化成株式会社	463	100.0	プラスチック製品・包装梱包材料等の加工・販売および資材の販売
株式会社トウペ	490	100.0	塗料、合成ゴム等の製造・販売
ゼオン・ケミカルズ社	36百万米ドル	100.0	持株会社
ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	200百万米ドル	100.0	合成ゴムの製造・販売

⁽注) 1. 東京材料株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオン化成株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。また、ゼオン化成株式会社に対する当社の議決権比率には、当社の子会社であるゼオンノース株式会社を通じての間接所有分を含んでおります。

- 2. 当社は、当社およびゼオン化成株式会社を除く東京材料株式会社株主に対して会社法第179条の規定に基づく「特別支配株主による株式等売渡請求」を行い、平成30年3月5日付でその全ての株式を取得いたしました。この結果、東京材料株式会社は当社の完全子会社となりました。
- 3. 英国子会社であるゼオン・ケミカルズ・ヨーロッパ社は、かねてより進めておりました会社清算に向けた必要な法対応等を全て終了し、 平成30年3月27日付で抹消登記が完了いたしました。これに伴い、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

事業部門	主要製品
エラストマー素材事業部門	合成ゴム、合成ラテックス、化成品
高機能材料事業部門	高機能樹脂、高機能部材、情報材料、化学品、医療器材
その他の事業部門	RIM配合液、RIM成形品、塗料

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
事務所	大阪事務所(大阪市)、名古屋事務所(名古屋市)
工場	高岡工場(富山県)、川崎工場(川崎市)、徳山工場(山口県)、水島工場(岡山県)
研究所	総合開発センター(川崎市)、精密光学研究所(富山県)

② 重要な子会社

区分	会社名	本店所在地
	東京材料株式会社	東京都千代田区
国内	ゼオン化成株式会社	東京都千代田区
	株式会社トウペ	大阪府堺市
海加	ゼオン・ケミカルズ社	米国
海外	ゼオン・ケミカルズ・シンガポール社	シンガポール

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,328名	7.7%增

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	6,386
農林中央金庫	4,096
みずほ信託銀行株式会社	1,300

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

2 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数

② 発行済株式の総数

- ③ 株主数
- ④ 大株主

800,000,000株 237,075,556株(自己株式15,054,569株を含む。) 9,311名(前期末比 763名増)

株主名	当社への出資状況		
林主石	持株数 (千株)	持株比率 (%)	
横浜ゴム株式会社	22,682	10.22	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,588	4.77	
株式会社みずほ銀行	9,600	4.32	
朝日生命保険相互会社	7,679	3.46	
全国共済農業協同組合連合会	7,180	3.23	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,751	3.04	
旭化成株式会社	6,438	2.90	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,403	2.43	
GOVERNMENT OF NORWAY	4,642	2.09	
農林中央金庫	4,000	1.80	

- (注) 1. 当社は自己株式15,054千株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 上記の表には記載しておりませんが、平成30年3月31日現在、横浜ゴム株式会社が三菱UFJ信託銀行株式会社へ退職給付信託として信託設定した株式(株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・横浜ゴム株式会社口)」)が、3.400千株(持株比率1.53%)あります。この株式の議決権は信託約款上、横浜ゴム株式会社が留保しています。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会決議に基づき、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重するとともに、個人投資家をはじめとする幅広い投資家層にとって投資しやすい環境を整備することにより、当社株式の流動性の向上を図るべく、平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (平成30年3月31日現在)
 - ① 目的となる株式の種類および数

普通株式 313,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

- ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 1株あたり1円
- ③ 新株予約権の主な行使条件 新株予約権者は、原則として当社の取締役を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。
- ④ 当社役員の保有状況

	名称	個数	目的となる株式の数	行使期間	保有者数
	日本ゼオン株式会社2006年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	19個	19,000株	平成18年8月16日から 平成48年8月15日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2007年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	平成19年8月16日から 平成49年8月15日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2008年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	23個	23,000株	平成20年8月12日から 平成50年8月11日まで	2名
	日本ゼオン株式会社2009年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	32個	32,000株	平成21年8月13日から 平成51年8月12日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2010年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	29個	29,000株	平成22年7月15日から 平成52年7月14日まで	3名
取締役	日本ゼオン株式会社2011年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	18個	18,000株	平成23年7月14日から 平成53年7月13日まで	3名
以前1又	日本ゼオン株式会社2012年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	17個	17,000株	平成24年7月13日から 平成54年7月12日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2013年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	21個	21,000株	平成25年7月12日から 平成55年7月11日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2014年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	13個	13,000株	平成26年7月14日から 平成56年7月13日まで	3名
	日本ゼオン株式会社2015年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	19個	19,000株	平成27年7月13日から 平成57年7月12日まで	5名
	日本ゼオン株式会社2016年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	48個	48,000株	平成28年7月14日から 平成58年7月13日まで	7名
	日本ゼオン株式会社2017年発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	56個	56,000株	平成29年7月14日から 平成59年7月13日まで	9名

(2) 当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長	古河直純	株式会社トウペ会長
代表取締役 取締役社長	田中公章	
取締役 常務執行役員	平川宏之	基盤事業本部長、物流統括部門長
取締役 常務執行役員	西 嶋 徹	生産本部長、総合生産センター長、生産部長
取締役 常務執行役員	今 井 廣 史	管理本部長、原料統括部門長、中国事業管理室長
取締役 常務執行役員	林佐知夫	研究開発本部長、総合開発センター長
取締役 執行役員	古谷岳夫	CSR推進本部長、経営管理統括部門長 ゼオンエフアンドビー株式会社代表取締役社長
取締役 執行役員	柳田昇	Z 1 プロジェクト責任者 ゼオンメディカル株式会社代表取締役社長
取締役 執行役員	藤澤浩	高機能事業本部長、化学品事業部長 株式会社TFC代表取締役
取締役	伊藤晴夫	富士電機株式会社相談役
取締役	北畑隆生	学校法人三田学園理事長
取締役	南雲忠信	横浜ゴム株式会社代表取締役会長 一般社団法人日本ゴム工業会会長
常勤監査役	南 忠幸	
常勤監査役	平川慎一	
監査役	藤田譲	朝日生命保険相互会社最高顧問 公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長
監査役	郡昭夫	株式会社ADEKA代表取締役社長
監査役	西島信竹	株式会社富士通トータル保険サービス顧問

- (注) 1. 取締役のうち伊藤晴夫、北畑降生および南雲忠信の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 - 2. 監査役のうち藤田讓、郡昭夫および西島信竹の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 - 3. 取締役のうち伊藤晴夫および北畑隆生の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 4. 監査役のうち藤田讓、郡昭夫および西島信竹の各氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 5. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況については、上記に加え「(3) 社外役員に関する事項」にも記載のとおりです。

- 6. 平成29年6月29日開催の第92回定時株主総会において、林佐知夫および藤澤浩の両氏は新たに取締役に、平川慎一氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- 7. 当期中に退任した取締役および監査役は次のとおりです。

取 締 役 三平 能之 (平成29年6月29日任期満了) 取 締 役 伊藤 敬 (平成29年6月29日任期満了) 監 査 役 長谷川 純 (平成29年6月29日任期満了)

- 8. 監査役南忠幸氏は、経理担当取締役として当社の経理・財務業務に長年携わり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 9. 当社は、取締役伊藤晴夫、北畑隆生および南雲忠信の各氏ならびに監査役全員との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令で定める最低責任限度額となります。
- 10. (ご参考) その他の執行役員(取締役を兼務しない執行役員)は、以下のとおりです。

地位	氏名	担当
執行役員	井 上 俊 弘	ラテックス事業部長
執行役員	小 瀬 智 之	水島工場長
執行役員	豊 嶋 哲 也	ゼオンケミカルズインコーポレーテッド取締役
執行役員	横田真	管理本部長付特命担当、業務改革推進部長
執行役員	渡 辺 誠	徳山工場長
執行役員	松浦一慶	ゴム事業部長
執行役員	川中孝文	川崎工場長
執行役員	江 口 勉	人事統括部門長、人事部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数 (名)	報酬等の額 (百万円)	摘要
取締役(うち社外取締役)	14 (3)	454 (24)	株主総会決議による取締役報酬限度額は年額 550百万円 (平成19年6月定時株主総会決議)
監査役(うち社外監査役)	6 (3)	73 (20)	株主総会決議による監査役報酬限度額は年額 100百万円 (平成19年6月定時株主総会決議)
合 計 (うち社外役員)	20 (6)	527 (44)	

- (注) 1. 上記の表の人数には、平成29年6月29日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含めております。
 - 2. 持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、社内取締役の役員報酬は定額部分と業績連動部分から成る現金報酬と株式報酬型ストックオプション(新株予約権)にて構成しております。したがって上記報酬等の額には、取締役に対するストックオプションとして付与された新株予約権による報酬額を含めており、その限度額は年額2億円(平成18年6月定時株主総会決議)です。なお、社外取締役および監査役の役員報酬については定額現金報酬のみで構成しております。
 - 3. 上記のほか、次のとおりの支給があります。

使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額(賞与を含む)

54百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、富士電機株式会社相談役ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。 取締役北畑隆生氏は、学校法人三田学園理事長ですが、同法人との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、横浜ゴム株式会社代表取締役会長であり、同社は当社合成ゴム製品等の需要家であるとともに、当社株式22,682千株(持株比率10.22%)を保有しております。また、同氏は一般社団法人日本ゴム工業会会長でもありますが、同法人との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田讓氏は、朝日生命保険相互会社最高顧問であり、同社との間には借入金等の取引関係があります。加えて、同社は当社株式7,679千株(持株比率3.46%)を保有しております。また、同氏は公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会会長でもありますが、同法人との間には重要な取引関係等はありません。

監査役郡昭夫氏は、株式会社ADEKA代表取締役社長であり、同社との間には原材料の購入等の取引関係があります。

監査役西島信竹氏は、株式会社富士通トータル保険サービス顧問ですが、同社との間には重要な取引関係等はありません。

② 他の法人等の社外役員との兼任状況

取締役伊藤晴夫氏は、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社 との間には重要な取引関係等はありません。

取締役北畑隆生氏は、株式会社神戸製鋼所、丸紅株式会社およびセーレン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

取締役南雲忠信氏は、神奈川中央交通株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役藤田讓氏は、株式会社安藤・間の社外取締役ならびに古河電気工業株式会社および日本軽金属ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引関係等はありません。

監査役郡昭夫氏は、日本農薬株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、兼務先と当社との間には重要な取引 関係等はありません。

③ 主な活動状況

当期中に開催された取締役会(全14回)には、取締役南雲忠信氏および監査役西島信竹氏がその全てに、取締役伊藤晴夫氏、北畑隆生氏がその93%(13回)に、監査役藤田讓氏、郡昭夫氏がその79%(11回)にそれぞれ出席しました。また、当期中に開催された監査役会(全6回)には、監査役西島信竹氏がその全てに、藤田讓氏がその83%(5回)に、郡昭夫氏がその67%(4回)にそれぞれ出席しました。各氏とも、その経歴を通じて培われた豊富な経験・見識に基づいた質問等を積極的に行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	69
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、 当期に係る会計監査人としての報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等について必要な確認を行い、過去の報酬実績等との比較検討も行った結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。
 - 3. 当社の子会社であるゼオン・ケミカルズ・シンガポール社は、当社の会計監査人以外の監査法人であるErnst & Young LLPの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質等が適正な監査業務の遂行に関し相当でないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、その後も内部統制システム整備状況に応じて数度の改定を行っております(最終改定日:平成27年4月27日)。

内部統制システム整備に関する取締役会決議

平成27年4月27日

日本ゼオン株式会社取締役会

(前文)

当社取締役会は、現に社内に構築されている内部統制のプロセスを再確認するとともに、不備があれば速やかにこれを補充することにより、更に優れた内部統制システムを確立するための「内部統制システム整備に関する 基本方針」を以下のとおり定めている。

なお、この基本方針は現時点における、当社に期待される「内部統制システム整備に関する基本方針」であり、 当社取締役会は、法令改正やリスクの変化などの状況の変化に応じて、これに関する不断の見直しを行うものと する。

内部統制システム整備に関する基本方針

- 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査役の出席のもと、原則として毎月開催し、経営に係る取締役の職務執行の監督を行う。
 - ② 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能及び役割として期待し、社外役員を招聘する。
 - ③ 取締役は、経営に関する重要な事項について、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって組織する 常務会に付議する。常務会は出席常勤監査役の意見を参考にし、十分な議論を行い審議・決定する。
 - ④ 取締役会は、コンプライアンス体制の基礎として、行動規範である「CSR基本方針」及び具体的な行動 指針である「CSR行動指針」を定める。
 - ⑤ 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを C S R 行動指針に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除する。
 - ⑥ 取締役は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築する。

- ② 監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に基づき、取締役会への出席、子会社を含む業務状況の 調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制及びその運用に問題 があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求める。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。)を、関連資料と併せてこれを少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。
 - (1) 株主総会議事録
 - (2) 取締役会議事録
 - (3) 常務会議事録
 - (4) 重要な会議体及び委員会の議事録
 - ② ①に定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に 保存及び管理を行うものとする。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 取締役会は、「危機管理規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の 危険に対応するために、諸規程を整備する。
 - ② 代表取締役を議長とするCSR会議を設置し、CSR会議のもとに次の7つの委員会を常設し、損失の危険の管理にあたる。
 - (1) CSR基本政策委員会

当社グループ全体のCSR活動を活性化させるために設置し、CSR活動の基本政策を企画立案し、全社的に推進することを目的とする。

- (2) コンプライアンス委員会 当社グループのコンプライアンスの徹底のために設置し、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進する ことを目的とする。
- (3) 危機管理委員会

当社グループの事業継続のリスク管理のために設置し、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを収拾する。また万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的とする。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「コンプライアン

ス・HOTLINEI等の内部通報制度を整備する。

危機管理委員会事務局は、危機管理委員会に報告されたリスク情報を全て監査役に報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて危機管理委員会に対してリスク情報の報告を求めることができる。

(4) 広報委員会

当社グループの理念・姿勢・活動等を社会全体及び各ステークホルダーに正しく理解してもらうことによる企業知名度及びイメージの向上を図ること、並びに当社グループの適時適切な情報開示を行うことを目的とする。

(5) 品質保証委員会

当社グループの品質管理、改善及び品質保証教育に関する活動計画立案、並びにこれらを含めた品質保証に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(6) P L 委員会

当社グループのPL予防及びPL教育に関する活動計画立案、並びにPL防御に関する活動の実施状況のチェック、改善、立案を目的とする。

(7) 環境安全委員会

当社グループの年度環境安全方針案等の策定、これらの具体的実施事項の進捗状況確認及び改善、全社環境安全活動の重要な施策の提案、法令等の改正への対応に関する基本方針の提案、並びに事故災害に関連した全社への水平展開を目的とする。

- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月 開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について は、代表取締役、常務以上の役付執行役員等をもって構成される常務会を原則として月2回開催し、これらの審議を経て業務執行の決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - ③ 取締役会は、執行役員を選任し、その責任と権限を明確にすることにより、業務執行のスピードアップを図る。
- 5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社における業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動指針として、「CSR行動

指針」を定め、グループ企業各社が当該指針に則った企業運営、コンプライアンスを徹底した企業活動を行うよう指導するとともに、各社における諸規程の整備を支援する。

- ② 子会社の効率的な業務運営の確保と適切な監督により、その健全な成長を支援することを目的として、当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を定め、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③ CSR会議のもとに常設される7つの委員会は、当社グループ全体の損失の危険の管理にあたるものとし、子会社各社は各委員会の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備する。また、子会社の役員及び従業員は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、遅滞なく危機管理委員会に報告する。
- ④ 取締役会は、内部監査を担当する取締役の下に監査室を設置し、当社グループ共通の内部監査基準に基づき、当社及び子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を行う。
- 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
 - ① 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査役補助者を任命するものとする。
 - ② ①の従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査役は①の従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとする。また、当該従業員は当社の就業規則に服するが、監査役補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査役に属する。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - ② 当社及び子会社の役員及び従業員は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査役に直ちに報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の役員及び従業員に対して報告を求めることができる。
 - ③ 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当該規程には、通報をした従業員等

が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがない旨を、その内容に含めるものとする。

- ④ 監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算するものとする。
- ⑤ 監査役は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて監査法人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、監査法人と相互の連携を高める。

以上

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行の適正および効率性の確保に係る取組みの状況

取締役会は社外取締役3名を含むすべての取締役で組織し、社外監査役3名を含む監査役の出席のもと、法令に 定める職務のほか、経営の基本方針・戦略その他重要な業務執行の決定とその報告を行うために、原則として毎月 1回開催しております。

また、経営の機動性を確保するため、代表取締役、常務以上の役付執行役員等で組織する常務会を原則として月 2回開催し、経営の重要事項について十分に論議を行って審議・決定を行っております。平成19年度からは執行役 員制度を導入し、その責任と権限を明確にすることにより業務執行のスピードアップを図っております。

② コンプライアンスに係る取組みの状況

行動規範である「CSR基本方針」および具体的な行動指針である「CSR行動指針」を定め、当社グループの役員・従業員にそれらの内容を含むコンプライアンステキストを配布するなどして、当社グループ全体へのコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、社外弁護士を窓口とする「コンプライアンス・HOTLINE」等の内部通報制度に係る社内規程を整備・運用しております。

③ 損失の危険の管理に係る取組みの状況

「危機管理規程」をはじめとするリスクマネジメントに係る社内規程を整備するとともに、CSR会議の下に7つの委員会(CSR基本政策委員会、コンプライアンス委員会、危機管理委員会、広報委員会、品質保証委員会、PL委員会、環境安全委員会)を常設し、リスクに対応する体制を構築しております。

④ 企業集団における業務の適正の確保に係る取組みの状況

当社グループ共通の「グループ企業管理規程」を整備し、グループ企業の経営の管理を行うとともに必要に応じてモニタリングを行っております。また、グループ各社に対して内部監査を実施するとともに、グループ企業として整備すべき社内規程をリスト化し、各社における規程整備の支援を行っております。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に係る取組みの状況

監査役は取締役会、常務会その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けております。また、内部監査部門が行う業務監査に立会うなど、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、法務部をはじめとする当社内の内部統制部門とも情報交換の場を設け、監査の実効性確保に努めております。

監査役は人事担当取締役との間で協定書を取り交わし、社外監査役を含む監査役の職務を補助すべき使用人(監査役スタッフ)を適正に確保しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株券等に対する大量買付けであっても、当社の株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、買収提案の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや、対象会社の株主に株券等の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が買収提案の内容を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の株主共同の利益に資さないものもないとは言えません。

当社の企業価値を維持・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である、お客様の夢と快適な社会の実現に役立つ「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」の強化・創出とともに、高度の専門性を有するのみならず、「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり育成・確保すること、ならびにユーザー密着型の製品開発および市場展開等に貢献する取引先との良好な関係を構築することが必要不可欠です。さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不

可欠と考えております。従いまして、当社株券等の大量買付けを行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させる姿勢と方針を持つのでなければ、当社の株主共同の利益は毀損されることになります。

また、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様に買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株券等の大量買付けや買収の提案が行われる場合には、当社の株主共同の利益が毀損されることになりかねません。

当社は、このような当社の株主共同の利益に資さない買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は昭和25年4月の設立以来、「大地の永遠と人類の繁栄に貢献するゼオン」を企業理念として、大地(ギリシャ語で「ゼオ」)と永遠(ギリシャ語で「エオン」)からなるゼオンの名にふさわしく、世界に誇り得る独創的技術により、地球環境と人類の繁栄に貢献することを使命に、企業価値の維持・向上に努めてまいりました。具体的には、当社の開発した世界最高レベルの蒸留精製技術であるGPB法およびGPI法その他の独自技術により、原油生成物であるC4留分およびC5留分を徹底的に分離精製し、特殊ゴム、リーフアルコール、シクロオレフィンポリマー、光学フィルム等に代表される高付加価値の石油化学製品を続々と生み出すことを通じて、高い性能を要求される用途に応え続け、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献し、ひいては当社の市場競争力を創造してきたものであります。このように当社の企業価値の源泉は、第一義的には、お客様に「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせ

このように当社の正来価値の原来は、第一義的には、お客様に「地球環境に配慮した製品とサービスの組み合わせによるソリューション」を続々と提供することを可能とする「独創的技術」にあります。当社は、重点開発領域(地球環境、スマート化、健康と生活)へのリソース積極投入による新事業の創出および新製品の開発、工場とも連携した既存生産技術の改善と新規生産技術の開発、社内技術資産の共有(知と知の融合)およびオープンイノベーション(自前主義からの脱却)の推進などによる研究開発のスピードアップといった諸課題への取組みを通じて、独創的技術の継続的な強化・創出、お客様の夢と快適な社会の実現に貢献するソリューションの提供に努めております。

そして、このような独創的技術を基盤とした事業展開には、研究開発・生産・販売・管理等のさまざまな分野にわたり、高度の専門性を有するとともに「スピード」「対話」「社会貢献」という当社の重要な価値観を理解し、この価値観に基づいた行動を実践できる多様かつ有能な人材を確保することが不可欠です。当社においても労使間で長年にわたり醸成された深い信頼関係の下、こうした人材の育成・確保に努めるとともに、「2020年のありたい姿」を実現する企業風土育成のための諸活動を進めております。また、長年の取引関係を通じ築き上げてまいりました顧客・原料調達先・製造委託先・共同研究先をはじめとする取引先との良好な関係も、ユーザー密着型の製品開発および市場展開を可能とする等の面で、当社の企業価値の維持・向上に寄与するものと考えられます。

さらに、当社は、CSR(Corporate Social Responsibility)を全うし、広く社会からの信頼を確保することも、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。当社は、CSRの取組みの基本的な考え方を対外的に明らかにし、ゼオングループ全員が今一度CSRへの思いを新たにすべく、平成22年4月に「コンプライアンスを徹底し、社会の安全・安心に応える」「企業活動を通じ、社会の持続的発展と地球環境に貢献する」「一人ひとりがCSRを自覚し、行動する」の3項目からなる『CSR基本方針』と、その趣旨を具体的に求められる行動の基準として列挙し、規定化した『CSR行動指針』を制定しました。また、『CSR会議』を最高機関とするCSR推進体制を運用し、コンプライアンス体制の強化、安全な工場の実現、地域社会との共生等の諸課題に継続的に取り組み、当社に係る利害関係者(いわゆるステークホルダー)の信頼の維持・確保に努めております。

当社は、中期経営計画の策定および実行等の取組みを通じ、これら当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、また、下記(3)の本対応方針とともに、基本方針の実現にも資するものと考えております。したがって、かかる取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会において、「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針」を導入し、その後、平成23年6月29日開催の当社第86回定時株主総会、また、平成26年6月27日開催の当社第89回定時株主総会にてその継続を決議いたしましたが、有効期間満了にあたり、平成29年6月29日開催の当社第92回定時株主総会において、一部修正のうえあらためて継続する決議をいたしました(以下、継続後の方針を「本対応方針」といいます。)。

当社は本対応方針を、平成29年5月23日付「当社株券等の大量買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」として以下のURLに公表しております。詳細については、こちらをご覧ください。

http://www.zeon.co.jp/content/200322278.pdf

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、または場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みとして継続導入されるものであり、基本方針に沿うものです。

さらに、当社取締役会は次の理由から、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容も踏まえた内容となっております。

② 株主共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、当社株券等に対する大量買付けがなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

本対応方針の継続は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意向によっては本対応方針の廃止も可能であることから、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

③ 株主意思を反映するものであること

当社は、本対応方針の継続に関する承認議案を平成29年6月29日開催の定時株主総会に付議し、本対応方針は 株主の皆様の承認を得ておりますので、その継続についての株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

④ 外部専門家の意見の取得

当社取締役会は、大量買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大量買付者との交渉を行うに際しては、必要に応じて、外部専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ます。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることになります。

⑤ 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

⑥ デッドハンド型買収防衛策等ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の 交替を一度に行うことができないため、その実施を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

備 老

事業報告は次により記載されております。

- 1. 百万円単位の記載金額はそれぞれ単位未満四捨五入により表示しております。
- 2. 千株単位の株式数は千株未満切捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

科目	第93期 平成30年3月31日現在				
資産の部					
流動資産	228,710				
現金及び預金	41,666				
受取手形及び売掛金	75,787				
電子記録債権	3,557				
商品及び製品	45,448				
仕掛品	4,689				
原材料及び貯蔵品	13,759				
未収入金	36,241				
繰延税金資産	3,850				
その他	3,810				
貸倒引当金	△97				
固定資産	215,208				
有形固定資産	115,559				
建物及び構築物	41,914				
機械装置及び運搬具	45,888				
土地	18,246				
建設仮勘定	5,285				
その他	4,225				
無形固定資産	3,355				
投資その他の資産	96,294				
投資有価証券	87,362				
退職給付に係る資産	49				
繰延税金資産	434				
その他	8,677				
貸倒引当金	△228				
資産合計	443,917				

	(単位:百万円)		
科目	第93期 平成30年3月31日現在		
負債の部			
流動負債	139,264		
支払手形及び買掛金	81,103		
電子記録債務	2,900		
短期借入金	16,573		
1年内償還予定の社債	10,000		
未払法人税等	4,920		
賞与引当金	2,160		
その他の引当金	2,032		
その他	19,576		
固定負債	44,713		
社債	10,000		
長期借入金	2,000		
繰延税金負債	13,458		
退職給付に係る負債	12,181		
その他の引当金	1,359		
その他	5,715		
負債合計	183,977		
純資産の部			
株主資本	221,480		
資本金	24,211		
資本剰余金	19,240		
利益剰余金	190,273		
自己株式	△ 12,245		
その他の包括利益累計額	35,687		
その他有価証券評価差額金	33,771		
繰延ヘッジ損益	△2		
為替換算調整勘定	3,925		
退職給付に係る調整累計額	△2,008		
新株予約権	246		
非支配株主持分	2,527		
純資産合計	259,940		
負債純資産合計	443,917		

連結損益計算書

(単位:百万円)

<u> </u>	(単位・日ガロ)
科目	第93期 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高	332,682
売上原価	231,410
売上総利益	101,272
販売費及び一般管理費	62,392
営業利益	38,881
営業外収益	3,280
受取利息	120
受取配当金	2,237
持分法による投資利益	283
雑収入	640
営業外費用	1,268
支払利息	323
為替差損	318
休止固定資産減価償却費	306
雑損失	321
経常利益	40,893
特別利益	1,742
投資有価証券売却益	231
関係会社出資金売却益	480
受取保険金	501
為替換算調整勘定取崩益	316
その他	214
特別損失	17,782
固定資産処分損	497
減損損失	14,775
退職給付制度終了損	2,378
その他	132
税金等調整前当期純利益	24,853
法人税、住民税及び事業税	10,069
法人税等調整額	1,332
当期純利益	13,451
非支配株主に帰属する当期純利益	396
親会社株主に帰属する当期純利益	13,056

(単位:百万円)

連結株主資本等変動計算書

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当期首残高	24,211	19,128	179,390	△12,275	210,454			
当期変動額								
剰余金の配当			△3,552		△3,552			
親会社株主に帰属する当期純利益			13,056		13,056			
自己株式の処分		3		33	35			
自己株式の取得				△2	△2			
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		110			110			
持分法の適用の範囲の 変動			1,380		1,380			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	112	10,884	30	11,026			
当期末残高	24,211	19,240	190,273	△12,245	221,480			

		_	- W						
		その他の包括利益累計額							
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計				
当期首残高	27,767	△1	4,474	△2,505	29,736				
当期変動額									
剰余金の配当									
親会社株主に帰属する当期純利益									
自己株式の処分									
自己株式の取得									
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動									
持分法の適用の範囲の 変動									
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	6,004	△1	△549	497	5,951				
当期変動額合計	6,004	△1	△549	497	5,951				
当期末残高	33,771	△2	3,925	△2,008	35,687				

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	222	4,224	244,634
当期変動額			
剰余金の配当			△3,552
親会社株主に帰属する当期純利益			13,056
自己株式の処分			35
自己株式の取得			△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動			110
持分法の適用の範囲の 変動			1,380
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	25	△1,697	4,279
当期変動額合計	25	△1,697	15,306
当期末残高	246	2,527	259,940

(単位:百万円)

計算書類

貸借対照表

科目	第93期 平成30年3月31日現在			
資産の部				
流動資産	180,900			
現金及び預金	30,744			
電子記録債権	272			
売掛金	55,132			
商品及び製品	27,607			
仕掛品	4,268			
原材料及び貯蔵品	9,890			
前払費用	537			
繰延税金資産	2,716			
未収入金	34,899			
短期貸付金	14,380			
その他	924			
貸倒引当金	△469			
固定資産	192,354			
有形固定資産	87,212			
建物	29,643			
構築物	6,978			
機械装置	32,529			
車両運搬具	28			
工具、器具及び備品	1,736			
土地	12,070			
リース資産	575			
建設仮勘定	3,652			
無形固定資産	2,972			
ソフトウエア	2,890			
その他	82			
投資その他の資産	102,171			
投資有価証券	78,909			
関係会社株式	18,199			
関係会社出資金	1,885			
長期貸付金	1,287			
長期前払費用	996			
その他	959			
貸倒引当金	△64			
資産合計	373,254			

(羊位・ロ/				
科目	第93期 平成30年3月31日現在			
負債の部				
流動負債	139,397			
買掛金				
	75,816			
短期借入金	12,125			
1年以内償還予定の社債	10,000			
リース債務	126			
未払金	10,246			
未払費用	3,266			
未払法人税等	3.546			
前受金	234			
預り金	20.865			
賞与引当金	1,142			
修繕引当金	1,989			
環境対策引当金	28			
資産除去債務	14			
固定負債	33,119			
社債	10,000			
長期借入金	2,000			
リース債務	494			
長期未払金	130			
繰延税金負債	10,863			
修繕引当金	1,252			
16ペントランド				
退職給付引当金	7,795			
環境対策引当金	78			
資産除去債務	506			
負債合計	172,516			
純資産の部				
株主資本	168,223			
資本金	24,211			
資本剰余金	18,338			
資本準備金	18.336			
その他資本剰余金	3			
利益剰余金	137.918			
利益準備金	3,027			
その他利益剰余金	134,891			
上縮記帳積立金 工縮記帳積立金	559			
別途積立金	9,081			
繰越利益剰余金	125,251			
自己株式	△12,245			
評価・換算差額等	32,268			
その他有価証券評価差額金	32,268			
新株予約権	246			
純資産合計	200,738			
負債純資産合計	373,254			
><1><1><1><1><1><1><1><1 1 1	J, J, 20 1			

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第93期 平成29年4月 1 日から 平成30年3月31日まで
売上高	219,002
売上原価	145,861
売上総利益	73,141
販売費及び一般管理費	45,284
営業利益	27,856
営業外収益	5,352
受取利息・配当金	4,965
その他	386
営業外費用	884
支払利息	317
その他	566
経常利益	32,324
特別利益	1,273
受取保険金	501
関係会社出資金売却益	480
投資有価証券売却益	192
その他	100
特別損失	23,353
固定資産処分損	273
関係会社株式評価損	22,542
その他	539
税引前当期純利益	10,244
法人税、住民税及び事業税	6,604
法人税等調整額	1,881
当期純利益	1,759

株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本										
		i	資本剰余金利益剰余金								
	資本金	咨 木	その他	資 本	≨ II →	その	他利益剰:	余金	利益	自己株式	株主資本
) (Table	資 本準備金	その他本金	資本金計	利 益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金計		合 計
当期首残高	24,211	18,336	_	18,336	3,027	592	9,081	127,011	139,712	△12,275	169,983
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△33		33	_		_
剰余金の配当								△3,552	△3,552		△3,552
当期純利益								1,759	1,759		1,759
自己株式の処分			3	3						33	35
自己株式の取得										△2	△2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	_	3	3	_	△33	_	△1,761	△1,793	30	△1,760
当期末残高	24,211	18,336	3	18,338	3,027	559	9,081	125,251	137,918	△12,245	168,223

	評価・換	算差額等	新株予約権	純資産合計		
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	オルベ プップ化	代具任口司		
当期首残高	26,705	26,705	222	196,910		
当期変動額						
圧縮記帳積立金の取崩				_		
剰余金の配当				△3,552		
当期純利益				1,759		
自己株式の処分				35		
自己株式の取得				△2		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	5,563	5,563	25	5,588		
当期変動額合計	5,563	5,563	25	3,828		
当期末残高	32,268	32,268	246	200,738		

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

日本ゼオン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 米村仁志印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 安藤 勇命

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結 計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査 手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方 針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ゼオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

日本ゼオン株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 米村仁志印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 安藤 勇印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ゼオン株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等 変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変 動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システム整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

日本ゼオン株式会社 監査役会

 常勤監査役
 南
 忠幸

 常勤監査役
 平川 慎 一 ⑩

 社外監查役
 藤田
 譲

 社外監查役
 郡
 昭夫

社外監査役 西島信竹印

以上

会場ご案内

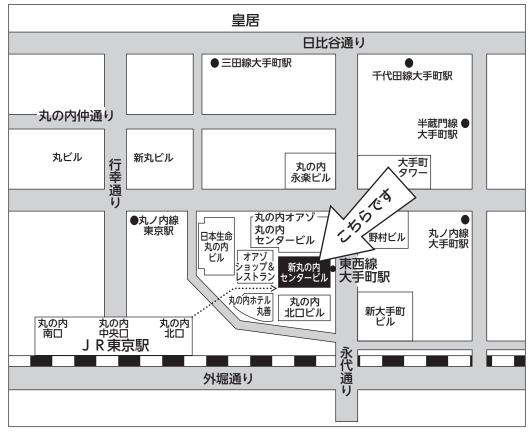
住 所

新丸の内センタービル 14階 東京都千代田区丸の内1-6-2

交 通

J R 東京メトロ

- 東京駅 丸の内北口地下通路より直結
- ② 丸ノ内線東京駅 丸の内北口地下通路より直結
- 東京メトロ 3 東西線大手町駅 地下通路より直結



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。





